

## 仕様書

### 1 委託業務名称

「京の伝統文化体験事業 放課後も！ようこそアーティスト」企画運営業務

### 2 履行期間

契約日から令和6年2月28日まで

### 3 委託金額の上限

金 1, 820, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 4 委託料の支払条件

本実行委員会において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。  
なお、前金払及び部分払は行わない。

### 5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、留意すること。

### 6 事業概要

#### (1) 目的

本事業を通じて、感性豊かな子どもが、質の高い伝統芸能に直接触れ、京都の文化芸術を支え、継承と想像をしていく次世代の「担い手」「支え手」となる若者を育成する。

さらに、児童館等を活用し、子どもだけでなく保護者の参加も可能とすることで、より身近な環境で伝統芸能に触れることができ、家庭内において伝統芸能に関する更なる理解を求め、子どもの地域の文化教室等への誘導を図る。

#### (2) 概要

本市において平成19年度から実施している「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」（※）を、伝統芸能の分野について、放課後や夏休みでの実施に拡大する。

これまでは、学校授業等の一環として児童のみを対象にしていたものに保護者も加えて、親子で楽しんで文化芸術を体験する機会を創出する。また、開催時期や取組内容に応じて、単日又は連日開催とすることで、より効果的にワークショップ等を実施するとともに、理解を深めるプログラムとする。

※「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」

伝統芸能や茶道、華道などの分野で活躍する京都の芸術家を講師として、市内の小・中学校等に派遣し、文化芸術に関わる講話や実技指導、ワークショップ等を実施するものであるが、毎年、予算規模を大幅に超える学校からの応募があり、多くのニーズがある事業となっている。

### 7 事業内容

京都市内の児童館等において、京都で活躍する芸術家による、伝統芸能の魅力や楽しみ方についてのワークショップ（講話や実技指導等）を実施する。

#### (1) 分野

能（シテ、囃子、ワキ）、狂言、邦楽（箏、三味線・長唄、三味線・常磐津）、日本舞踊

#### (2) 講師

(1)の分野において京都で活躍する芸術家

#### (3) 対象

京都市内の児童館等において、1か所親子等20人程度を原則として実施する。

#### (4) 実施方法

芸術家を京都市内の児童館等に派遣し、子どもたちにワークショップを行う。

児童館等が希望する内容を調整したうえで派遣する芸術家を選定し、実施スケジュールを作成する。そのうえで、選定された芸術家の日程を確保し、芸術家と児童館等との打合せを行い、内容を決定し実施する。一方的な講話のみや鑑賞教室ではなく、子どもたち自身が参画し、体感し、表現する内容とすること。

#### (5) 実施回数

10回程度（1回90分程度）

※ 不測の事態により、上記箇所数で開催できないなどの場合は、その都度両者協議のうえ決定する。

### 8 委託内容

#### (1) 派遣先募集・選定業務

芸術家の派遣先の児童館等の募集、選定

#### (2) 講師派遣業務

芸術家の選定及び派遣日程の調整、謝礼の支払い等の業務の実施

#### (3) 運営業務

児童館等の派遣先と芸術家との協議によるワークショップ内容の決定。事業実施に必要な配布資料の作成及び必要物品の調達。全体進行等の会場運営、事前申込受付、会場施設との連絡調整、その他運営に必要な業務の実施。

#### (4) その他事業の実施に係る業務

##### ア 広報業務

チラシ、SNS、メディアを活用した効果的なPRを行うこと。

##### イ 実績報告書作成業務

業務終了後、速やかに事業の概要（記録写真を含む。）及び経費支出状況をまとめた事業報告書を提出すること。また、参加者へのアンケートの実施、集計

##### ウ その他

イベント保険の加入、事業全体の進捗管理、連絡調整、人員確保、計理処理、業務の総括。事業全体の受付対応、イベント実施日の問い合わせ対応。

#### (5) 留意事項

印刷物製作費については、経費の積算には含まないこと。講師謝礼は1人につき11,510円/時間、外部指導への謝礼は5,200円/時間を原則とし、その金額を超える場合は別途理由を付すこと。

### 9 提出物

#### (1) 広報印刷物、資料等

データ及び書面等により、作成後速やかに提出

#### (2) 実施報告書

出展終了後、データ及び書面により、速やかに提出

※報告書については事前に案を作成し、本実行委員会の承認を得た後に本成果物として提出すること。

#### (3) 業務完了届及び請求書

業務終了後、書面により速やかに提出

#### (4) その他指示するもの

9(1)～(3)のほか、本実行委員会からの指示に応じて本業務に関する資料を提出

### 10 留意事項

(1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本実行委員会が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

(2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表及び転用、

個人情報漏洩しないこと。

- (3) 業務遂行に当たっては、本実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本実行委員会の担当者に確認し、その指示に従うこと。
- (4) 各種法令及び基準等を守ること。

## 11 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

## 12 その他

本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は本実行委員会が定めるものとする。